

質問 1

給与所得について所得税の源泉徴収を行う場合に、税額表がいろいろあるそうですが、その使用区分について説明してください。

また、給与の受給者が独身者で扶養親族のない場合に、月給から源泉徴収しなければならないのは、いくらからでしょうか。

回答 「月額表」、「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の3種類があります。

使用者が普通給与や賞与等の支払をするときに、その給与等から徴収する所得税額を求めるために使用する給与所得の源泉徴収税額表には「月額表」、「日額表」及び「賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表」の3種類があり、これらの表は、それぞれ次に掲げる給与について税額の計算を行う場合に使用します。

ご質問の独身者で扶養親族のいない方の場合は、その月の社会保険料控除後の給与等の額が88,000円以上の場合には、毎月の給与から源泉徴収をしなければなりません。ただし、毎月の給与が88,000円未満の方でも賞与からの源泉徴収及び年末調整は必要な場合があります。

税 額 表	適用する給与
月 額 表	(1)月ごとに支払うもの (2)半月ごと、10日ごとに支払うもの (3)月の整数倍の期間ごとに支払うもの
日 額 表	(1)毎日支払うもの (2)週ごとに支払うもの (3)日割で支払うもの (4)日雇賃金 } 日雇賃金を除きます。 〔継続して同一の雇用主に雇用されない日雇労働者などに支払う給与〕
賞与に対する源泉徴収税額の算出率の表	賞与 ただし、前月中に普通給与の支払がない場合又は賞与の額が前月中の普通給与の額の10倍を超える場合には、月額表を使います。
適用する欄	甲欄……「給与所得者の扶養控除等申告書」を提出している人に支払う給与等 乙欄……そのほかの人に支払う給与等 丙欄……日雇労働者に支払う給与